

役員選任規程

- 第1条 本協議会の会則第6条に定めた役員及び第7条の選任の詳細は本規程による。
- 第2条 本協議会役員候補たる資格は、5月末日現在、社団法人日本青年会議所及び、九州地区協議会並びに本協議会の会費を完納したブロック内会員会議所の正会員で、原則として理事長、副理事長、理事のいずれかの経験者とする。
- 第3条 会長は役員会議の推薦により7月末日までに選出する。
- 第4条 監査担当役員及び顧問は、会員会議所会議において選任する。
- 第5条 本規程の第3条、第4条、第6条の選出及び選任方法は、信任投票により行う。選出及び選任の方法は公益社団法人日本青年会議所定款34条の表決権を基準とし、会員会議所3分の2以上の信任がなければならぬ。
- 第6条 会長は本協議会の推薦により、九州地区協議会副会長となる。
- 第7条 その他、必要に応じて2人以内の顧問を置くことができる。

附 則

昭和51年 1月 1日	実施
昭和54年10月27日	一部変更
昭和63年10月22日	一部変更
平成 2年10月20日	一部変更
平成 3年10月19日	一部変更
平成 9年10月28日	一部変更
平成17年 4月30日	一部変更
平成21年 4月28日	一部変更
平成22年10月28日	一部変更